

# 定款

(平成22年11月 1日制定)

(平成24年 6月 2日改定)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人伊藤国際教育交流財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。  
2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、日本から海外の大学等に留学する者及び海外から日本へ留学する者に対する奨学援助並びに海外の大学等研究機関が実施する学術研究に対する助成支援を行い、もってわが国と諸外国との相互理解の促進に寄与するとともに、世界に貢献できる人材の育成を目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1)日本人留学生に対する奨学金の支給  
(2)外国人留学生に対する奨学金の支給  
(3)奨学金受給者に対する生活指導及び助言  
(4)海外の大学等研究機関が実施する学術研究に対する助成支援  
(5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、評議員会及び理事会の承認の上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。  
2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書
- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 1 0 条 この法人に、評議員 4 名以上 1 2 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 1 1 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1)この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2)過去に前号に規定する者となったことがある者

(3)第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1)当該候補者の経歴

(2)当該候補者を候補者とした理由

(3)当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4)当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1)当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3)同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令  
又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議のつど評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。  
(1) 理事 4名以上12名以内  
(2) 監事 2名以上3名以内  
2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事、4名以内を担当理事とすることができる。  
3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び担当理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。  
2 理事長及び専務理事並びに担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  
3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。  
4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 3 理事長及び専務理事並びに担当理事は、毎事業年度毎に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(最高顧問、顧問)

- 第30条 この法人に最高顧問及び若干名の顧問を置くことができる。
- 2 最高顧問及び顧問は理事会において任期を定め、たうえで選任する。

<p>公益財団法人伊藤国際教育交流財団</p> <p>3 最高顧問及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>4 最高顧問及び顧問は理事長の諮問に応え、理事長に意見を述べることができる。</p>
<p>第7章 理事会</p>
<p>(構成)</p> <p>第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第32条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1)この法人の業務執行の決定</p> <p>(2)理事の職務の執行の監督</p> <p>(3)理事長及び専務理事並びに担当理事の選定及び解職</p>
<p>(招集)</p> <p>第33条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>
<p>(議長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(報告の省略)</p> <p>第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。</p> <p>2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項による報告については適用しない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、当該会議に出席した理事長及び監事が記名押印する。</p>
<p>第8章 定款の変更及び解散</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。</p>



<p>公益財団法人伊藤国際教育交流財団</p>
<p>(解散)</p> <p>第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>
<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第41条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p>
<p>第9章 選考委員会</p>
<p>(選考委員会)</p> <p>第42条 この法人には第4条第1号、第2号及び第4号の事業に係る選考を行うために、選考委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 選考委員会は5名以上12名以内の委員をもって組織する。</li> <li>3 前項の委員は理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。</li> <li>4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</li> <li>5 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</li> </ol>
<p>第10章 事務局</p>
<p>(設置等)</p> <p>第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 事務局には事務局長のほか、所要の職員を置く。</li> <li>3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。</li> <li>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。</li> </ol>

公益財団法人伊藤国際教育交流財団
第11章 公告の方法
(公告の方法) 第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。
第12章 補則
(株主権の行使) 第45条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。
<p>附則</p> <p>1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3. この法人の最初の代表理事は、伊藤泰弘とする。</p> <p>4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">小高俊彦 小林 孝 佐藤哲也 立川壮一 西村周三 藪内直樹 山本隆子</p> <p>5. この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">池田佳隆 石黒静児 伊藤泰弘 大友康裕 陰山 聡 原 大介 馬越恵美子</p> <p>6. この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">森川祐亨 和田正隆</p> <p>この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。 公益財団法人 伊藤国際教育交流財団 代表理事 伊藤泰弘</p>